

# 住居確保給付金のご案内

## 住居確保給付金とは？

離職や休業等に伴う収入の減少による困窮者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失うおそれが生じている方を対象に、3 か月間(一定の条件により最大9ヶ月間)市から家主さんに家賃相当額(上限あり)を支給する制度です。

会津若松市生活サポート相談窓口(地域福祉課)による就労支援等を実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行います。

## 支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 離職または減収により経済的に困窮し、住居を喪失した または、そのおそれがある
- ② 離職・廃業から2年以内の方 または、休業等より収入が減少している
- ③ 離職前(減収前)に、主たる生計維持者であった
- ④ 申請日の属する月の、申請世帯全員の合計収入額が基準額以下である(下表①参照)
- ⑤ 申請日において、申請世帯全員の預貯金の合計が基準額以下である(下表②参照)
- ⑥ 受給期間中は、常用就職を目指した求職活動を行うこと  
または、給与や収入を得る機会を増加させるための活動を行うこと(裏面参照)
- ⑦ 国や地方自治体等が実施する類似の給付等を申請世帯全員が受けていないこと
- ⑧ 申請世帯全員が暴力団員でないこと

## 支給額・基準額

世帯人数	支給額上限	①収入基準額	②預貯金額(金融資産)
1人	33,000 円	7.8万円 + 家賃額	46.8万円
2人	40,000 円	11.5万円 + 家賃額	69.0万円
3人	43,000 円	14.0万円 + 家賃額	84.0万円
4人	43,000 円	17.5万円 + 家賃額	100万円
5人	43,000 円	20.9万円 + 家賃額	100万円

※支給額の計算方法は、**基準額 + 実際の家賃額 - 申請月の世帯収入 = 支給額(上記支給額が上限)**

**例** 1人世帯で家賃が 40,000 円、申請月の収入が 90,000 円の場合

基準額 78,000 円 + 家賃 40,000 円 - 収入 90,000 円 = 支給額 28,000 円となります。

## 受給期間中の活動要件

### < 離職、廃業、休業等(※就労を目指す方)の場合 >

※就労中または自営業者の方が、転職やダブルワーク先等新たな就労先を探す場合を含む

- ① 公共職業安定所(ハローワーク)等への求職申込み
- ② 生活サポート相談窓口(地域福祉課)での相談(月4回以上)
- ③ 公共職業安定所(ハローワーク)での職業相談(月2回以上)
- ④ 企業等への応募(原則週1回以上)
- ⑤ 支援計画(プラン)に沿った活動(家計相談等への参加など)

### < 自営業者が休業等から事業再生を目指す場合 >

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 生活サポート相談窓口(地域福祉課)での相談(月4回以上)
- ③ 経営相談先での経営相談(原則月1回)
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組(月1回以上)
- ⑤ 支援計画(プラン)に沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

受給者の状態	受給期間中の活動要件		
	1~3か月目	延長 (4~6か月目)	再延長 (7~9か月目)
・離職、廃業 ・休業等(就労を目指す方)	上記①~⑤	上記①~⑤	上記①~⑤
・休業等(事業再生等を目指す方)	上記①~⑤	上記①~⑤	

## 会津若松市「生活サポート相談窓口」

〒965-0871 会津若松市栄町5番17号 会津若松市役所第二庁舎2階 地域福祉課内

問い合わせ先 **TEL:0242-23-4800**

✉ [jiritsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:jiritsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)



メール



ホームページ

受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15(土日、祝日、年末年始を除く) 詳しくは [会津若松市 生活サポート相談窓口](#) で 検索